

令和 8 年 4 月 17 日

I 開発指導要綱 第 35 条の取扱いについて

(公共・公益施設の引継)

第 35 条 開発者は、この要綱により設置した公共・公益施設を当該施設の管理者となるべき者と協議のうえ、別記様式第 9 号により速やかに引継ぐものとする。

【開発者と新たに設置された公共・公益施設の土地所有者が異なる場合の土地の寄附について】

開発者と新たに設置された公共・公益施設の土地所有者が異なる場合、『様式第 9 号公共・公益施設寄附申込書』の申請者は土地所有者とする。また、土地所有者が複数人いる場合は、土地所有者ごとに下記の書類をそれぞれ必要部数用意するものとする。

記

1. 公共・公益施設寄附申込書
2. 寄附する公共・公益施設一覧表
3. 印鑑証明書
4. 資格証明書（法人の場合）
5. 登記原因証明情報兼承諾書（共有名義の場合は共有者用のものを使用）

以上